

電子契約サービス導入・提供業務に係る調達仕様書

1 業務名

電子契約サービス導入・提供業務

2 導入の目的

昨今、デジタル技術の急速な進歩に伴い、自治体でのデジタル技術を活用した行政サービスの改善及び効率化が求められている。群馬県では、県内市町村等（県内市町村及び一部事務組合をいう。以下同じ。）におけるデジタル技術の導入を支援するためデジタルツールの共同調達に係る検討部会を設置している。

本調達においては、群馬県及び県内市町村等における契約業務について、電子契約サービスを導入することにより、契約行為を電子化し、業務の効率化と県民・事業者の利便性の向上を図ることを目的とする。また、群馬県及び県内市町村等が共同調達をすることで、事業者等への利用促進につなげる。

3 サービス利用期間

本業務に係る契約期間は、別紙「契約予定団体一覧」に記載のサービス利用予定期間に基づき、団体ごとに定めるものとする。

4 契約予定団体

本調達については、群馬県情報化推進協議会が参加を希望する県内市町村等を取りまとめて公募型プロポーザルにより優先交渉事業者を選定するが、選定後は、別紙「契約予定団体一覧」に記載する各団体が個別に優先交渉事業者と契約を締結するものとする。

5 業務内容

(1) 導入支援

- ア 各団体の運用状況を加味した上で、操作方法や詳細な機能の説明、障害発生時の対応などが記載された操作マニュアル等の作成・提供を行うこと。
 - イ 運用に関する手順書やルールの作成等、電子契約サービス導入に向けた支援を行うこと。
 - ウ 各団体の職員向け及び利用事業者向け説明会を開催すること。職員向けは原則、団体ごとに行うこと。利用事業者向け説明会については、より効果が認められると判断すれば複数団体まとめての実施も可とする。（説明会開催以外に事業者の電子契約サービス利用を後押しする取り組み案があれば提案書に記載すること。）
また、操作説明動画のアーカイブ配信や資料の配布等、説明会後も内容を確認できること。
- ※提案書に開催可能回数や、電子契約サービス利用の普及に効果的な開催方法案を職員向け、事業者側それぞれについて記載すること。

- エ 導入にあたり、必要となる各種例規整備（点検・制定・改正等）の支援を行うこと。
- オ 各団体が希望する「サービス利用」の開始時期を踏まえ、運用準備等に係るスケジュー
ル等の提案を行うこと。また、事業進捗や課題の共有、各団体の利用促進に向けた
打ち合わせを実施すること。
- カ その他必要な支援について、各団体と協議の上、実施すること。

（2）サービス提供

- 契約期間中、以下のサービスを提供すること。
- ア 電子契約書に電子署名を行い保存するクラウド等の提供及び保守管理
- イ 電子契約書に対し電子契約サービス提供事業者自身電子署名（タイムスタンプを
含む）を付与することにより、各団体及び契約相手方がクラウド上で契約を締結で
きる環境の提供
- ウ 電子契約書の保管管理
- エ 法改正等への対応が必要な場合の例規改正支援
- オ 電子契約サービスの利用促進・運用支援

6 基本要件

- （1）本サービスにおいて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定
に基づく契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。
- （2）本サービスで使用する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年
法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に該当するものであること。
産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 7 条の規定に基づく「グレーゾーン解
消制度」へ申請し、電子署名法第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当するものとして回
答されていること。
- （3）提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 4
第 2 項に規定する技術的基準を満たすことについて、「グレーゾーン解消制度」へ申請
し、所管庁の確認を受けていること。
- （4）上記電子署名は、タイムスタンプにより最低 10 年有効性を検証できるもの。
- （5）各側及び契約相手側において、直感的に操作できるなど、操作経験がなくても操作し
やすい UX/UI となっていること。
- （6）別表「機能要件一覧」における必須項目を満たしていること。「任意」項目について
も各団体及びサービス利用事業者の利便性を考え、実装していることが望ましい。
※別表「機能要件一覧」について、対応状況を記載した上で提出すること。実装済または
同等の機能（定義には一致しないが同様の効果を得られるもの）を有する場合は詳
細な機能や方法について別表「機能要件一覧」内、もしくは企画提案書内で記載する
こと。
- （7）契約相手方の操作においては、本サービスのアカウントを登録することなく契約締結

に必要な操作が行えること。

また、締結した契約書を閲覧及びダウンロードできる機能を有すること。

- (8) 各団体側の登録可能アカウント数に上限がないこと。また、アカウントが利用できる契約名義は参加団体の長名以外にも、参加団体の法人格の範囲内で任意に設定した全ての契約名義（教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、地方公営企業管理者など）に追加費用なく対応できること。
- (9) 基本料金内で契約締結可能な件数に上限がないこと。仮に上限を設定する場合も、上限価格内で各団体での運用に制限の必要がない程度の件数を保証すること。
- (10) 格納されている契約書のタイプスタンプの有効期間は、本契約期間終了後においても各団体による契約書の参照を保証すること。（各団体と協議の上、本契約期間終了後に電子契約 P D F ファイルを格納した記憶媒体（HDD 等）の提供でも可とする。）

7 運用・保守対応

- (1) 24 時間 365 日の稼働を原則とすること。ただし、セキュリティの脆弱性対策のための措置を講じる際などに、事前に通告の上、本サービスの利用を停止する場合はこの限りではない。
- (2) 不測の事態によりクラウドが使用できない等、各団体の業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに各団体に連絡し、今後の対応をその都度協議すること。
- (3) 各団体職員及び団体と電子契約を締結する者からの操作方法等に対する問い合わせに対応すること。
※提案書に問い合わせ方法や対応体制等について記載すること。

8 サービスの環境要件

- (1) 自治体・官公庁に導入実績のあるウェブブラウザ（Edge、safari、Chrome）で利用できること。
- (2) インターネット環境及び希望する団体で総合行政ネットワーク（LGWAN）環境で必要な機能を全て使用できること。電子署名が無効とされず、署名の有効性を維持したまま LGWAN 接続系の端末にダウンロードできる等、利便性を高める機能があれば提案書に記載すること。

なお、団体によっては、 α' モデルのネットワーク構成により LGWAN 接続系からインターネット接続で直接サービス接続する可能性があることに留意すること。

9 情報セキュリティ対策

- (1) 本サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- (2) 対象サービスの主たるサーバーが国内にあること。
- (3) 電子契約書は、セキュリティが確保されたクラウド環境で適切に保管されること。

- (4) IP アドレス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止する機能を有すること。
- (5) 情報セキュリティ管理・運用の基準である ISO/IEC27017 に基づくクラウドサービス分野の ISMS 認証取得、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)クラウドサービスリストへの登録、又はこれらと同等の認証等を取得しており、企画提案書の提出期限において有効であること。本サービスの情報セキュリティ対策が確保され、信頼性が確認できること。
- (6) 各団体が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 本サービスを提供するに当たり知り得た情報について、第三者に開示、漏洩等が行われないようにすること。
- (8) 本サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、各団体が定める個人情報の保護に関する条例等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱うようにすること。また、サイバー攻撃等、外部からの不正なアクセスに対する対策を十分に行うこと。

10 再委託等の禁止

- (1) 受託者は各団体の承認なく、本サービスを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 第三者に業務を委託等する場合は、「9 情報セキュリティ対策」に記載の内容に従い、再委託先にも同様の義務を課すこと。

11 実施体制

- (1) 受託者となった場合は、本サービスが円滑に本稼働できるように、本格運用までの間に十分な体制確保を図ること。また実施体制について、様式 4 等に記載すること。
- (2) 地方公共団体への電子契約サービスの導入実績を提案書に記載し、その運用経験を各団体へのサービス提供に生かすこと。

12 契約終了時の対応

- (1) 各団体から申し出があった場合、各団体等に関わる残余データは、全て消去すること。データ削除後は各団体と取り決めた方法により報告すること。

13 契約にかかる留意事項等

- (1) 各団体と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 提供サービスが利用不能となり回復する見込みがないときは、契約を解除して損害を賠償させることができる。
- (3) 本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は群馬県情報化推進協議会事務局と調整のうえ、契約仕様書を作成することとする。当該契約仕様書は、契約期間及び導入までのスケジュール、LGWAN 環境でのサービス利用などの各オプション利用を除き、

各団体で変更しないこととする。

- (4) 受託者は、本サービスを通じて知り得た情報を機密として扱い、個人情報の取り扱いについては、各団体により内容が異なるため、特記事項等について、必要に応じ受託者と各団体とで契約時に調整を行うこと。
- (5) サービスの従事者に対し、秘密保持の義務を順守させるため、必要な措置を講じること。記録媒体の管理等にも最新の注意を払い、サービス従事者等が不正に記録媒体を持ち出すことができないよう、徹底した管理を行うこと。
- (6) 各団体の求めがあれば、2031年3月31日までのサービス提供の継続（以下「延長利用」という。）が可能であること。
- (7) 延長利用料金やサービス内容については、一方的な値上げ等を行うのではなく、市場環境等に基づき料金を見直す際には各団体と相談の上、決定すること。
- (8) 2030年度までに、別紙「契約予定団体一覧」記載以外の団体が新たに本サービスを導入する場合、対象団体と協議の上、別紙記載団体と同条件程度での参加を認めること。